

租税条約に関する市・県民税の届出書

令和3年度（令和2年分）

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第11条に基づき、次のとおり届け出ます。

令和3年3月1日

（あて先）かすみがうら市長

税務署に提出した「租税条約に関する届出書」の内容を確認し、記入してください。

（免除を受ける者）

住 所 かすみがうら市上土田461
氏 名 霞ヶ浦 太郎
生 年 月 日 1992年1月1日
電 話 番 号 0299-59-2111

1 適用を受ける租税条約に関する事項

日本国と 中国 との間の租税条約第 21 条第 号

2 市・県民税の免除を受ける者に関する事項

国 籍	中国	入国年月日	2020年4月1日
在 留 資 格	技能実習2号口	在留期間	2020年4月1日～2022年3月31日
入国前の住所	中国〇〇省△△		
勤務先・学校	名 称	〇〇株式会社	電 話 番 号 029-897-1111
	所在地	かすみがうら市大和田 562	

3 免税となる所得に関する事項

支 払 者	名 称	〇〇株式会社	電 話 番 号	029-897-1111
	所在地	かすみがうら市大和田 562		
所得の種類	給与・その他（ <u> </u> ）	支払金額	月額 180,000 円	
支払方法	現金・振込	支払期日	毎月 20 日	

4 本件に関するお問い合わせ先

氏名又は名称	〇〇株式会社（担当：△△）	電 話 番 号	029-897-1111
住所又は所在地	かすみがうら市大和田 562		

【添付書類】

- ・税務署受付印のある「租税条約に関する届出書（控）」のコピー

【注意事項】

この届出書は毎年3月15日（※祝祭日の場合は翌開庁日）までに提出が必要です。
提出がない年は免除を受けられませんのでご注意ください。